



金 沢 市 公 報

号外第11号の12

平成21年(2009年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ
条 例	
金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例 (税 務 課)	1

条 例

金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月31日

金 沢 市 長 山 出 保

●金沢市条例第32号

金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(金沢市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 金沢市税賦課徴収条例(昭和25年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第32条の2第3項中「第5号の5様式」の次に「、第5号の5の2様式」を加える。

第33条の2第1項中「若しくは第2項」を削る。

第35条の6の2第2項を削り、同条第3項中「第1項の特別徴収対象年金所得者」を「前項の特別徴収対象年金所得者」に改め、同項を同条第2項とする。

第35条の6の3中「(同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。)」を削る。

第35条の6の5第1項中「(同条第2項の規定により当該年金所得に係る特別徴収税額に加算した所得割額がある場合にあっては、当該所得割額を控除した額)」を削り、同条第2項中「及び同条第2項」を削り、「同条第3項」を「同条第2項」に改め、同条第3項中「(同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。)」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)」を「前条第1項」とあるのは「第35条の6の5第1項」に改める。

第39条第5項中「第10条の2の9」を「第10条の2の10」に改める。

第42条の3中「第348条第2項第9号」の次に「、第9号の2」を加え、「公益社団法人若しくは公益財団法人、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者若しくは政令第49条の10に規定する医療法人」を「医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、政令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)」若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会」に改める。

第42条の5の次に次の1条を加える。

第42条の5の2 法第348条第2項第11号の5の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号に、家屋については第2号及び第3号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が社会医療法人の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を社会医療法人に無料で使用させていることを証明する

書面を添付しなければならない。

- (1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (3) 直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供し始めた時期
- (4) 償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (5) 直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供し始めた時期

第42条の7中「、第11号の4」を「から第11号の5まで」に改める。

附則第7条第2項第2号中「前条第1項」を「前条」に改める。

附則第9条の2第5項中「附則第7条第7項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同条第6項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改める。

附則第9条の3を次のように改める。

第9条の3 削除

附則第10条の見出し中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第10条の2の見出しを「(平成22年度又は平成23年度における土地の価格の特例)」に改め、同条第1項中「平成19年度分」を「平成22年度分」に、「平成20年度分」を「平成23年度分」に改め、同条第2項中「平成19年度適用土地」を「平成22年度適用土地」に、「平成19年度類似適用土地」を「平成22年度類似適用土地」に、「平成20年度分」を「平成23年度分」に改める。

附則第10条の3を削る。

附則第11条の前の見出し及び同条中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第11条の2中「地方税法等の一部を改正する法律(平成18年法律第7号)附則第15条」を「地方税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第9号)附則第9条」に、「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第12条(見出しを含む。)、附則第16条の前の見出し及び同条中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第16条の2中「地方税法等の一部を改正する法律(平成18年法律第7号)附則第15条」を「地方税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第9号)附則第9条」に、「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第17条(見出しを含む。)中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第19条中「第30項、第34項、第37項、第38項、第40項、第41項、第43項から第48項まで、第51項、第53項から第59項まで若しくは第61項」を「第29項、第33項、第36項、第37項、第39項、第40項、第42項から第45項まで、第47項、第49項から第55項まで若しくは第57項」に改める。

附則第19条の3第1項中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、同条第2項中「平成21年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附則第19条の5第3項第2号中「第30条の6第1項、第30条の7第1項前段」を「第30条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第30条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の5第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」に改める。

附則第20条第3項第2号中「第30条の6第1項、第30条の7第1項前段」を「第30条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第30条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める。

附則第20条の2第1項及び第2項中「平成21年度」を「平成26年度」に改める。

附則第21条第5項第2号中「第30条の6第1項、第30条の7第1項前段」を「第30条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第30条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第21条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める。

附則第21条の2第2項第2号中「第30条の6第1項、第30条の7第1項前段」を「第30条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第30条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第21条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」に改める。

附則第21条の4第2項第2号中「第30条の6第1項、第30条の7第1項前段」を「第30条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第30条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第21条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」に改める。

附則第21条の4の3第2項第2号中「第30条の6第1項、第30条の7第1項前段」を「第30条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の4の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第30条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第21条の4の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」に改め、同条第5項第2号中「第30条の6第1項、第30条の7第1項前段」を「第30条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の4の3第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第30条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第21条の4の3第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」に改める。

第2条 金沢市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

附則第9条の2の見出しを「(新築された認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)」に改め、同条第6項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、同条に第1項として次の1項を加える。

法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日
- (4) 当該年度の初日の属する年の1月31日を経過した後に申告書を提出する場合には、同日までに提出することができなかった理由

(金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成20年条例第34号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第2号中「次条第20項及び第21項」を「次条第18項及び第19項」に改め、同条第3号中「第14項」を「第12項」に改め、同条第4号中「次条第15項から第19項まで」を「次条第13項から第17項まで」に改める。

附則第2条第7項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8」に改め、同項各号を削り、同条第10項中「(次項及び第13項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。)」を削り、同条中第11項を削り、第12項を第11項とし、第13項を削り、第14項を第12項とし、第15項を第13項とし、同条第16項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「平成20年改正令附則第7条第11項」を「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第152号)附則第7条第10項」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第21条の2第2項の規定により読み替えて適用される新条例第30条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の1.8」に改め、同項各号を削り、同項を同条第14項とし、同条第17項中「附則第2条第16項」を「附則第2条第14項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項中「第16項」を「第14項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第19項中「第16項」を「第14項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第20項を同条第18項とし、同条第21項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に改め、同項を同条第19項とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条及び次条第2項の規定は、同年6月4日から

施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の金沢市税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、平成21年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成20年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 第2条の規定による改正後の金沢市税賦課徴収条例附則第9条の2第1項の規定は、平成21年6月4日以後に新築された同項に規定する住宅に対して課すべき平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成21年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成20年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

平成21年(2009年)3月31日	印刷	発行人	金 沢 市
平成21年(2009年)3月31日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉銚4丁目166番地	(株) 共 栄